

令和8年度 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金

よくあるご質問

問合せ窓口

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局

■お電話の方はこちら
075-275-7263

■メールの方はこちら
zero-carbon-kyoto@bsec.jp

受付時間 平日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後5時30分

株式会社JTB 京都支店 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル 7階

申請書類提出先

■提出先はこちら

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛

zero-carbon-kyoto@bsec.jp ※申請はメールでの受付のみとなります。

令和8年6月16日
第1版

目次

01. 共通	3
(1) 補助要件について	3
(2) 申請手続きについて	7
(3) 補助対象について	17
(4) その他	20
02. 既存住宅の断熱改修等補助	23
(1) 補助要件について	23
(2) 申請手続きについて	28
(3) 補助対象について	29
03. 用語集	31

更新履歴

更新日	主な更新内容

01. 共通

(1) 補助要件について

問1 補助金を利用できる交付対象者はどのような人ですか。

- 「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画（以下「市計画」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）において市計画に基づく取組を行う以下の(1)～(5)の方が本補助金の補助対象者です。
 - (1) 文化遺産群において補助対象事業を実施する者のうち、
以下のいずれかに該当する施設を所有又は管理する個人又は法人
 - (1) 文化遺産群において補助対象事業を実施する者のうち、
以下のいずれかに該当する施設を所有又は管理する個人又は法人
 - ア 神社、寺院その他これらに類する施設又はこれに関連する施設
 - イ 文化遺産又はこれに関連する施設
 - (2) 商店街エリアにおいて補助対象事業を実施する者のうち、
以下のいずれかに該当する者
 - ア 商店街振興組合
 - イ 商店街振興組合に加盟する個人又は法人
 - ウ ア及びイが入居する建築物の所有者
 - (3) 以下の住宅群・エリアにおいて補助対象事業を実施する個人又は法人
 - ア 既存住宅群
 - イ 三宅市営住宅跡地エリア
 - ウ 伏見工業高等学校等跡地エリア
 - (4) グリーン人材育成拠点群において補助対象事業を実施する法人
 - (5) その他対象地域において補助対象事業を実施する法人

※1 「市計画」はこちら↓

https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000305/305694/01_keikakusyo.pdf

※2 対象地域となる「群」や「エリア」の考え方については、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引の11ページをご参照ください。

- また、上記にかかわらず、以下の(1)～(1)に該当する方には本補助金を交付できませんので、該当する項目がないか申請前にご確認ください。
 - (1) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
 - (2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- オ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外とする。
- カ 補助対象設備ごとの処分制限期間を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- キ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- ク 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見積書を取得し、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- ケ 補助対象設備を導入する建築物（ただし、第4条第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。以下同じ。）又は補助対象となる建築物の使用電力（補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を含む。以下同じ。）を、実績報告時までに再エネ100%電力にし、2030年度末まで継続すること。

問4 ほかの補助金との併用は可能ですか。

- 本補助制度と国の他の補助制度について、同一の補助対象設備に対して併用することはできません。
- なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。また、補助対象となる設備が重複しない場合で、本補助制度で実施する請負契約と、他の補助制度で実施する請負契約が別である場合は、併用できる場合がありますので、詳細は補助金事務局にご相談ください。

問5 再エネ100%電力とは何ですか、切替えとはどのようなものですか。

- 再エネ100%電力とは、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力のことをいいます。再エネ発電設備を設置していない場合は、再エネ等電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入や、小売電気事業者が販売する再エネ100%電力プランの契約によって、建築物で使用する電力を再エネ100%電力に切り替えることができます。
- また、再エネ100%電力プランの契約先は特定の電力会社に限定していませんので、大手の電力会社を含む小売電気事業者が提供する再エネ100%電力プランから自由に選択いただけます。現在契約中の電力会社が再エネ100%の電気プランを提供している場合は、電力会社を変更することなく、契約プランのみ変更することも可能です。

問 6 再生可能エネルギー100%電力への切替先として推奨・指定する電力会社はありますか？

- 推奨や指定の電力会社はありません。再生可能エネルギー100%の電気プランであればどの電力会社でも問題ありません。(現在契約されている電力会社で再エネ100%プランを提供されていれば、そちらのプランへの変更でも問題ありません。)
- なお、京都市と連携している小売電気事業者とその再エネ100%プランについては、以下のURLで紹介していますのでご参考ください。

<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/enegrid/>

問 7 事業開始日、事業完了日の定義を教えてください。

- 事業開始日は、相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方をいいます。事業完了日は、工事完了日又は工事費用の支払日のいずれか遅い方をいいます。

問 8 いつ補助対象事業に着手していいのですか。

- 補助金交付決定通知後から事業に着手(=契約又は工事着工のいずれか早い方)していただくことが可能です。

問 9 いつまでに工事を終える必要がありますか？

- 遅くとも、実績報告書の提出期限である令和9年2月12日(金)までに工事及び代金の支払いを完了し、事務局に実績報告書を提出いただく必要があります。

問 10 工期が長期で複数年度にわたる事業の実施を予定していますが、補助対象でしょうか。

- 本補助金は原則、単年度事業を対象としています。ただし、長期の工期を要する設備導入で、年度をまたぐような工期での契約が必要であると市長が認めた場合に限り、複数年度事業も対象としています(既存住宅の断熱改修を除く)。事業を計画する段階で、予め補助金事務局までご相談ください。なお、工期の長さによっては、必ずしも複数年度事業としての申請を認めないことがありますのでご注意ください。

(2) 申請手続きについて

問 11 申請の流れを教えてください。

- 申請の流れは以下のとおりです。
 - ① 契約先を選定し交付申請書を補助金事務局に提出（電子メール）
 - ② 補助金事務局で書類審査後、補助金交付決定通知書を申請者に送付
 - ③ 補助金交付決定通知書の到着後、申請者は補助対象事業に着手
 - ④ 工事終了後の代金の支払いまでを完了させ、補助金事務局に実績報告書を提出
 - ⑤ 補助金事務局で書類審査後、補助金交付額決定通知書を申請者に送付
 - ⑥ 補助金交付額決定通知書の到着後、補助金事務局に補助金請求書を提出
 - ⑦ 京都市から申請者に補助金の交付（銀行振込）
- なお複数年度事業の場合（既存住宅の断熱改修を除く）、令和8年度は事業開始承認申請書をご提出いただき、令和9年度に上記交付申請書提出から補助金交付までの一連の流れで手続きいただくことになります。
 - ※ 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引 25～26 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引 23 ページ）の図をご参照ください。

問 12 交付申請から交付決定までは標準的にどれくらいかかりますか。

- 申請書類の不足のないものから受理し、受理順に審査を行い、申請書類の内容に不備等がないことを確認してから、最大 30 日程度[※]で交付の可否を通知します。
 - ※ 申請者側で書類を修正されている期間は、標準処理期間（30 日間）から除きます。
- 申請書類の不備の修正に時間を要する場合は、最初に申請書類を提出いただいてから交付の決定に 1 箇月以上かかる場合がありますので、事業計画に余裕を持った申請をお願いします。

問 13 申請に必要な書類を教えてください。

- 補助対象設備によって必要書類が変わりますので、詳しくは京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引 35-41 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 31-35 ページ）の内容をご確認ください。
 - ※ 併せて交付申請用チェックシートの内容もご確認ください。

問 14 どこに申請すればよいですか。

- 下記の補助金事務局にメールでご申請をお願いします。

宛 先 : 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛
電子メール : zero-carbon-kyoto@bsec.jp

問 15 申請方法を教えてください。

- 原則電子メールでのみ受け付けております。申請の手引をよくお読みいただいたうえで、必要書類をご作成いただき、下記補助金事務局にお送りください。
宛 先 : 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局 宛
電子メール : zero-carbon-kyoto@bsec.jp

問 16 郵送又は持参による提出は可能ですか。

- 申請書類は、郵送又は持参では受け付けておりません。電子メールにてお願いします。
- ご質問やご相談は電話・メールに加え、補助金事務局の窓口でも受け付けております。

問 17 問合せ窓口の連絡先を教えてください。

- 以下の連絡先までお問合せください。
京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事務局（株式会社 JTB 京都支店）
受付：平日※ 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 ※祝日、年末年始を除く
住所：京都市下京区河原町通松原上る 2 丁目富永町 3 3 8 京阪四条河原町ビル 7 階
電話番号：075-275-7263
メール：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

問 18 事務局の事務所に行って直接お話を聞くことや申請書類を持参することはできますか？

- 申請書類は、窓口では受け付けておりません。申請は電子メールでお願いします。ご質問やご相談は電話・メールに加えて、補助金事務局の窓口でも受け付けております。窓口にお越しいただく際は、事前にご連絡をお願いいたします。

問 19 申請書の事前チェックをお願いしたいのですが、可能ですか？

- 原則として、改修内容に関わるすべての申請書類を揃えていただければ、事前の相談が可能です。詳しくは事務局にお問い合わせください。

問 20 申請前に気を付けることがあれば教えてください。

- 補助金の申請に当たり、以下のア～エの点にご留意ください。
ア CO₂削減効果について
補助対象事業の実施に伴いCO₂削減効果があることを申請書類上でお示しいただく必要があります。削減効果が見込めない事業は補助対象外となりますので、申請に当たっては、CO₂削減効果を見込むことができる設備を導入してください。

イ 見積書の取得について

補助対象事業を遂行するために売買又は請負契約を行う場合、契約先の選定を一般の競争に付す必要があります。原則として、同条件で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費^{※1}が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。^{※2}

※1 「補助対象経費」については、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引の21-24ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き10-11ページ）をご参照ください。

※2 見積書の取得に当たっては、契約先として選定しない分の見積書についても、補助対象経費と補助対象外経費の別が分かるなど、記載事項の条件があります。宛名（申請者の氏名）、発行日（交付申請前の日付）、改修する住宅の住所、経費の内訳が明記された見積書を工事業者から取得してください。補助対象経費について、基準単価による経費と見積書の経費を比較するに当たり、見積書の経費内訳のうちどの項目を補助対象経費に含めたか不明瞭な場合は、補助対象経費に含めた費用を示す書類を添付し、見積書の値引き額や調整費について、見積書のどの項目から減額されているか不明瞭な場合は、それが確認できる書類を添付してください。

ただし、以下の補助対象設備については、一般の競争に付すことが困難又は不適當であることから、2者以上の見積書取得は不要とします。

- ・ Z E H
- ・ Z E H +
- ・ 断熱改修

また、その他の補助対象設備についても、一般の競争に付すことが困難又は不適當であると京都市が認める場合については、随意契約^{※3}を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合は、交付申請前に補助金事務局までご相談ください。

・ 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要がある場合

・ その他一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合

※3 競争によらず、任意に特定の相手方を選定して契約する方法のこと

ウ 写真の撮影について

補助金の利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必要となります。撮影し忘れた場合、補助金を交付できないことがありますので、予め以下の表をご確認いただき、必要な写真をご撮影ください。

空調の室外機や照明等の設置後の銘板写真など、設置設備によっては工事完了後には撮影が困難となる場合がありますので、必要に応じて工事中に撮影を行う等の対応を行うよう、十分ご注意下さい。

表 写真撮影の要否

補助対象設備	導入前/既設 設備銘板	導入前/既設 設備外観	工事中 写真	導入設備 銘板※1	導入設備 外観	導入建物 の全景
太陽光発電設備	△	○	※1	○	○	○
蓄電池	△	○	※1	○	○	○
エネルギーマネジ メントシステム	—	—	※1	○	○	○
充放電設備	—	—	※1	○	○	○
ZEH・ZEH+	—	—	—	○※2	○	○※3
ZEH-M	—	—	—	○※2	○	○※3
断熱改修（窓）	△	○	○	○	○	○
断熱改修（断熱材）	—	—	○	○	○	○
高効率空調機器	△	○※4	※1	○	○	○
高機能換気設備	△	○※4	※1	○	○	○
高効率照明機器	△	○※4	※1	○	○	○
高効率給湯機器	△	○※4	※1	○	○	○
コージェネレーシ ョンシステム	△	○※4	※1	○	○	○

○：要撮影、△：既設性能の型番・性能判定に利用する場合のみ、—：撮影不要

※1 空調の室外機や照明等の設置後の銘板写真など、設置設備によっては工事完了後には撮影が困難となる場合がありますので、必要に応じて工事前・工事中に撮影を行う等の対応を行うよう、十分ご注意ください。

※2 申請要件を満たす省エネ設備等の関連設備が確認できるものとしてください。

（住宅性能評価において、建設住宅性能評価として認定を取得している場合を除く）

※3 交付申請時に建築予定地の写真、実績報告時に完成写真を提出ください。

※4 交付申請額に撤去費を含む場合は交付申請時に、含まない場合は実績報告時に提出ください。

エ 脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」※での事例紹介について

脱炭素先行地域は、2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現するとともに、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示し、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域です。2050年カーボンニュートラルに向けて、当該モデルを京都市内はもとより全国に波及させるため、脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」（以下「ポータルサイト」という。）では、本補助金を活用した設備導入等の事例を紹介しています。補助金交付後に同ポータルサイトに設備導入等についての事例紹介を掲載することがありますので、ご協力をお願いします。

※ 「脱炭素京都」はこちら→<https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/>

オ 財産処分の制限について

本補助金を活用して取得又は効用の増加した財産を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分※しようとするときは、事前に処分内容等について市長の承認を受ける必要があります。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む。）こと等をいいます。

表 補助対象設備ごとの処分制限期間

補助対象設備		処分制限期間
太陽光発電設備		17年
蓄電池		6年
エネルギーマネジメントシステム		15年
充放電設備		15年
ZEH、ZEH+	木造	22年
	鉄骨鉄筋コンクリート造	47年
ZEH-M		47年
既存住宅断熱改修		10年
高効率空調機器※	器具及び備品（家庭用）	
	建物附属設備 （業務用）	冷凍機出力 22kW 以下
		その他
高機能換気設備		15年
高効率照明機器		15年
高効率給湯機器		6年
コージェネレーションシステム		15年

※ 冷却装置、冷風装置等が一つのキャビネットに組み合わされたパッケージドタイプのエアークンディショナーであっても、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に該当せず、「建物附属設備」の冷房設備に該当します。

※ 建物の構造または用途によっては個別の判断が必要な場合があります。法定耐用年数に関しては、所轄の税務署にお問合せください。

問 21 代理申請は可能ですか。

- 可能です。交付申請書（第1号様式）の代理人欄に書類の提出に係る代理人の情報をご記入ください。なお、代理人から申請書を提出された場合は、確認のために申請者ご本人様にご連絡させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 交付申請等の手続について、申請者が他の者から支援を受ける場合、その費用等について申請者と支援者の両者で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続によって支援者が報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

問 22 補助金の自己負担分のみを支出して事業を実施できますか。

- 通常、補助対象事業の総事業費を一旦施工業者に支払っていただく必要がありますが、代理受領事前届出書（第 22 号様式）を提出された場合、補助金を直接事業実施者（補助金の代理受領者）に支払うことが可能です。代理受領制度を利用したい場合は、事業実施者と合意のうえ、同届出書をご提出ください。なお、本様式申請書を提出された場合は、確認のために事業実施者および申請者ご本人様にご連絡させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※ 「代理受領事前届出」については、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引の 9-10 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 29-30 ページ）をご参照ください。

問 22 PPA やリースで設備を設置する場合の申請者は誰になりますか。

- リース契約又は P P A 契約の場合、補助対象設備の所有者（リース事業者・P P A 事業者）が交付対象者となります。

問 23 申請時に見積書は必要でしょうか。

- 工事を実施する施工業者の見積書が必要です。また、太陽光発電設備・蓄電池・省エネ機器（空調・給湯等）については、2 社以上の見積書が必要です。

※ 申請時の必要書類については、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引 35-41 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 31-35 ページ）をご確認ください。

問 24 複数社から見積書を取得する方法を教えてください。

- 同条件（同じ仕様）で 2 者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方を見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。ただし、Z E H、Z E H +、断熱改修については、一般の競争に付すことが困難であると認められることから、2 者以上の見積書取得は不要とします。

問 25 同一申請内で設備ごとに見積書の取得先が異なっても問題ないですか。

- 問題ありません。

問 26 価格競争に適さない事業を実施する場合の見積書の取得方法は。

- 一般の競争に付すことが困難又は不適當であると京都市が認める場合については、随意契約を行うことができます。以下の事由に該当する可能性がある場合は、交付申請前に補助金事務局までご相談ください。

・契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コ

- ンペ、プロポーザル) によって契約の相手方を選定する必要がある場合
- ・その他一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合
- ※ 単に時間的猶予がないという理由のみでは認められません。

問 27 実績報告に必要な書類を教えてください。

- 補助対象設備によって必要書類が変わりますので、詳しくは京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引 41-44 ページ (既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 35-38 ページ) の内容をご確認ください。

問 28 実績報告に必要な写真の撮り方を教えてください。

- 補助対象設備によって写真の要否が異なります。詳しくは「書類作成の手引き」19,28, 29 ページをご確認ください。

問 29 実績報告書の提出の際に必要な「契約書」ですが、電子契約書でも可能でしょうか？

- 電子契約でも契約に必要な項目が記載されていれば可能です。ただし、契約日や契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。工事請負契約を注文書及び注文請書(請書)で取り交わす場合[※]も同様です。
- ※ 電子契約の場合、すべての契約当事者が契約書に署名した日が契約締結日となります。
- ※ 注文書及び注文請書で契約を取り交わす場合、注文請書の発行日が契約締結日となります。

問 30 完了実績報告書提出の際に必要な「領収書」が発行できない場合、他の書類でも代用は可能ですか？

- 領収書が発行できない場合は、支払いの実績が確認できる「振込先(元請業者等)が発行する経理書類」や「金融機関発行の振込証明書」等を提出してください。ただし、以下の情報が明記されている書類であることを確認してください。
- ・ 発行日(交付決定通知書の日付以降であること)
 - ・ 発行者
 - ・ 振込者名(補助事業者名であること)
 - ・ 振込先名(金融機関発行の証明書の場合のみ)
 - ・ 領収又は振込金額
 - ・ 「補助対象経費を含む」の記載がされていること
- ※ ネットバンキング等の振り込み明細画面を印刷した物だけでは不可とします。

問 31 CO2 排出削減量の計算方法を教えてください。

- 脱炭素先行地域ポータルサイト「脱炭素京都」に掲載している交付申請書類の一つである各設備の CO2 排出削減量計算書を活用し、導入設備を決定する前に変更後の算定方法で CO2 削減効果があることをご確認ください。

問 32 設備を新設する場合の CO2 排出削減量の計算方法を教えてください。

- 各設備の CO2 排出削減量計算書を活用し、新設の場合の基準を満たしていることを確認ください。

問 33 更新前の設備が古すぎるため、型番や性能が不明です。その場合の CO2 排出削減量の計算方法を教えてください。

- 新設の場合と同様に CO2 排出削減量を計算してください。

問 34 景観申請の要否の確認方法を教えてください。

- 景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 (222-3474) 又は風致保全課 (222-3475) にお問い合わせください。(受付時間：午前 8 時 45 分～11 時 30 分、午後 1 時～午後 3 時)
- なお要否の確認は必ず工事着工前にご確認ください。

<景観規制等の確認方法>

計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム (<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>)」で確認できます。

※ 京都市景観情報共有システムの利用の仕方については京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金書類作成の手引き 20-24 ページを参照ください。

問 35 文化財保護に関する手続きの要否の確認方法を教えてください。

- 史跡・名勝等規制については、「京都市地図情報提供サービス (<https://kyoto-gis.city.kyoto.lg.jp/kyotocity/Portal>)」で確認ください。

※ 必ず工事開始の 60 日前までにお手続きください。

※ 「史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区」に該当する場合は京都市文化市民局文化財保護課 (222-3130) にお問い合わせください。(受付時間：午前 8 時 45 分-11 時 30 分、午後 1 時-午後 3 時)

※ 京都市地図情報提供サービスの利用の仕方については京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金書類作成の手引き 25 ページを参照ください。

問 36 自家消費割合の報告とは何ですか。

- 太陽光発電設備（オンサイト）に係る補助金の交付を受けた方は、事業完了の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書を提出する必要があります。
- ※ 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き 32 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 30 ページ）を参照ください。

問 37 自家消費割合の報告に必要な書類を教えてください。

- 自家消費割合実績報告書（第21号様式）に以下の書類を添えて提出してください。
【添付書類】 発電量が分かる資料、自家消費量が分かる資料
- ※ 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き 32 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 30 ページ）を参照ください。

問 38 交付決定を受けた補助対象事業の一部の取りやめ（又は変更）を検討しています。何か手続が必要ですか。

- 事業のすべてを取り止めるのではない場合で、一部を取り止めたことで補助金の交付予定額の増減を伴う変更が生じるのであれば、変更申請を提出してください。
- ※ 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き 31 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 30 ページ）をご参照ください。

問 39 どのような場合に変更承認申請が必要でしょうか。

- 交付決定を受けた補助対象事業について、補助金の交付予定額又は補助対象設備の数量の増減を伴う変更を行う場合には、事前に手続が必要です。
- ※ 申請内容の変更に伴い変更契約を必要とする場合は、変更契約の締結までに京都市から変更承認通知を受け取っている必要があります。

問 40 変更承認申請に必要な書類を教えてください。

- 変更承認申請書（第9号様式）に以下の書類を添えて提出してください。
・ 交付申請時に提出した添付書類のうち変更予定のもの

問 41 事業の実施を取りやめたい場合の手続を教えてください。

- 提出した申請書類の取下げを行いたい場合、下記ア、イ、ウそれぞれの期間に応じて必要な手続を行ってください。
ア 交付申請書、事業開始承認申請書又は事前着手届の交付決定前又は事業開始承認前までの期間に申請を取り下げたい場合

メール等の記録が残る方法で補助金事務局まで取り下げたい旨をお知らせください。

※ 申請書類は不備の有無にかかわらず、不足なく事務局に提出されてから受理されます。

イ 交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げたい場合

交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して20日以内に交付申請取下書（第8号様式）を提出してください。

ウ イの日程以降に申請を取り下げたい（取りやめたい）場合

補助対象事業の実施を取りやめようとしたときから令和9年2月12日（金）までの期間に廃止承認申請書（第12号様式）を提出してください。

※ 京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引き 31-32 ページ（既存住宅の断熱改修等補助の申請の手引き 30 ページ）を参照ください。

問 42 建物が共有名義の場合、どのように申請すればよいでしょうか？

- 建物が共有名義の場合、所有者の一人を代表者として申請してください。また、別紙6の提出により、共有者すべての同意を得ていただく必要があります。加えて、提出いただく各書類の申請者名は、代表者一人に統一いただく必要があります。

(3) 補助対象について

問 43 補助金の対象となる設備はどのようなものがありますか。

- 申請者の分類によって補助対象となる設備が異なります。詳しくは、補助金事務局までお問い合わせください。

表 対象地域ごとの補助対象事業と補助対象設備

対象地域	補助対象事業	補助対象設備
文化遺産群	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省CO ₂ 等設備整備	高効率空調機器
高効率照明機器		
商店街エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省CO ₂ 等設備整備	高効率空調機器
		高機能換気設備
		高効率照明機器
		高効率給湯機器
コージェネレーションシステム		
既存住宅群	断熱改修	
	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省CO ₂ 等設備整備	高効率空調機器
		高機能換気設備
		高効率照明機器
		高効率給湯機器
コージェネレーションシステム		
三宅市営住宅跡地エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
	省CO ₂ 等設備整備	ZEH、ZEH+
伏見工業高等学校等跡地エリア	再エネ設備整備	太陽光発電設備
	基盤インフラ整備	蓄電池
		エネルギーマネジメントシステム
		充放電設備

伏見工業高等学校等跡地 エリア	省CO2等設備整備	ZEH+、ZEH-M
		高効率空調機器
		高機能換気設備
		高効率照明機器
		高効率給湯機器
		コージェネレーション システム
	効果促進事業	
グリーン人材育成拠点群	再エネ設備整備	太陽光発電設備
その他	効果促進事業	

問 44 中古の設備も対象になりますか。

- 中古設備は、補助対象外です。補助対象設備は、未使用品で、商用化され、導入実績があることが要件となります。

問 45 設備の更新ではなく、新設も対象になりますか。

- 新設の場合も補助対象となります。

問 46 まだ商用化されていない設備も補助対象ですか。

- 商用化されていない設備は補助対象外です。商用化され、導入実績があるものが対象です。

問 47 照明を明るさセンサ付のものに更新します。点滅しかできませんが補助対象ですか。

- 点滅のみの場合も補助対象です。以下のいずれかの機能を有するLEDが対象です。
 - スケジュール制御
予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する
 - 明るさセンサによる制御
明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する
 - 在/不在調光制御
人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する

問 48 ソーラーカーポートは補助対象となりますか？

- ソーラーカーポートは対象となりません[※]。住宅等の建築物の屋根に設置する太陽光発電設備が補助対象です。

※ ただし、既存のカーポートの上に太陽光発電設備を設置する場合や、太陽光発電非一体型カーポートを導入される場合については、太陽光発電設備部分のみを補助対象として申請することは可能です。

(4) その他

問 49 脱炭素先行地域とはなんですか。

- 脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けて環境省が進める取組の一つで、2030年度までに民生部門（家庭・業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するとともに、地域特性等に応じた脱炭素に向かう先行的な取組を行いながら地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を目指す、全国のモデルとなる地域です。（全国で100箇所の脱炭素先行地域を創出するとされています）

問 50 昨年度受け取った事業開始承認通知をなくしました。

- お電話またはメールで補助金事務局までご連絡ください。
お電話：075-275-7263
メール：zero-carbon-kyoto@bsec.jp

問 51 交付決定通知をなくしました。

- お電話またはメールで補助金事務局までご相談ください。

問 52 工事中に気を付けることはありますか。

- 照明機器の銘板、断熱材などは工事中でないと撮影できないものもあるため、実績報告に必要な写真は忘れずに撮影してください。
- 申請した内容と異なる工事や設備の変更が生じる場合は、変更申請が必要となる場合がありますので、事前に補助金事務局にご連絡ください。

問 53 財産処分の制限について教えてください。

- 補助金の交付を受けて設置した取得財産等[※]は、市長の承認を受けないで処分してはいけません。ここでいう処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む。）こと等をいいます。
※ 取得価格が単価50万円以上の機器及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。
- 処分を予定している場合は、処分する前に問55に記載の手続を行ってください。

問 54 補助金で設置した設備の処分を予定しています。必要な手続があれば教えてください。

- 本補助金を活用して取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間[※]内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について市長の承認を受ける必要があります。予め補助事業財産処分承認申請書を事務

局に提出し、その承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

※ 補助対象設備ごとの処分制限期間は、下表をご参照ください。

- 万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、事務局は交付決定を取り消し、補助金全額の返還を求めることがあります。

表 補助対象設備ごとの処分制限期間

補助対象設備		処分制限期間	
太陽光発電設備		17年	
蓄電池		6年	
エネルギーマネジメントシステム		15年	
充放電設備		15年	
ZEH、ZEH+	木造	22年	
	鉄骨鉄筋コンクリート造	47年	
ZEH-M		47年	
既存住宅断熱改修		10年	
高効率空調機器※	器具及び備品（家庭用）		6年
	建物附属設備 （業務用）	冷凍機出力 22kW 以下	13年
		その他	15年
高機能換気設備		15年	
高効率照明機器		15年	
高効率給湯機器		6年	
コージェネレーションシステム		15年	

※ 冷却装置、冷風装置等が一つのキャビネットに組み合わされたパッケージドタイプのエアコンディショナーであっても、ダクトを通じて相当広範囲にわたって冷房するものは、「器具及び備品」に該当せず、「建物附属設備」の冷房設備に該当します。

※ 建物の構造または用途によっては個別の判断が必要な場合があります。法定耐用年数に関しては、所轄の税務署にお問合せください。

問 55 非 FIT 余剰売電を買い取ってくれる事業者を教えてください。

- 非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者については、以下のウェブサイトをご参考ください。
 - 非 FIT 余剰電力の買取事業者について／京都府ホームページ
https://www.pref.kyoto.jp/energy/kateimukehojo_nonfit.html
 - 近畿管内で非 FIT 余剰電力の買取を実施している事業者について
／環境省近畿地方環境事務所ホームページ
https://kinki.env.go.jp/zerocarbon/page_00084.html

問 56 工事業者を紹介してほしい。

- 本補助金において指定業者は設定しておらず、また、一部の事業者のあっせんにつながるため、施工業者の紹介も行っておりません。
- 住宅に関することであれば、すまいのワンストップ総合窓口である「京^{みやこ}安心すまいセンター」で相談が可能です。

住 所：〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1

ひと・まち交流館 京都 地下 1 階

代表番号：TEL：075-744-1670 FAX：075-744-1637

開館時間：午前 9 時 30 分から午後 5 時

休 館 日：水曜日・第 3 火曜日・祝日及び年末年始

ホームページ：<https://www.kyoto-jkoshu.or.jp/sumai/>

02. 既存住宅の断熱改修等補助

(1) 補助要件について

問1 チラシや手引きに補助額の上限 120 万円と 300 万円の 2 つ記載がありますが、違いは何でしょうか？

- 断熱改修工事に対する補助額の上限が 120 万円です。断熱改修工事に併せて実施する太陽光発電設備、蓄電池、省エネ機器の設置に対する補助額の上限が、設置する設備全ての合計で 300 万円です。(合計して最大 420 万円の支援が受けられます。)
- なお、同一の住宅において、本補助金の上限額の合計は 420 万円ですので、複数回申請する場合は御注意ください。

問2 現在所有していない又は居住していない住戸は対象になりますか？

- 現在所有・居住していなくても専用住居で所有・居住予定があれば対象になります。
- ただし、原則として令和 9 年度末(2028 年 3 月末)までに当該住宅を所有・居住したうえで、登記事項証明書と住民票の写しを提出する必要があります。

問3 所有者が居住しておらず親族が居住しているのですが対象になりますか？

- 原則として令和 9 年度末(2028 年 3 月末)までに改修する住宅を所有し、居住することが要件となりますので、この要件を満たすことが可能な方は申請できます。

問4 親の住宅を相続し入居することになりました。入居前にリフォームするのですが、本制度の補助対象事業となりますか？

- 住宅の所有・居住前であっても申請いただくことは可能です。相続を受ける方が原則として令和 9 年度末(2028 年 3 月末)までに当該住宅を所有・居住した後に、登記事項証明書と住民票の写しを提出していただく必要があります。

●

問5 個人が複数の住宅を所有している場合、常時居住する住宅と、賃貸に出している物件の両方の申請は認められますか？

- 常時居住する住宅(住民票を置く住宅)のみが補助金の対象となります。

問 6 二世帯住宅は「戸建住宅」として申請することは可能ですか？

- 二世帯住宅は、本事業において集合住宅とみなし、補助対象外です。
- ただし、内部で行き来ができる建物に限り、戸建住宅として申請することができます。その場合は、一戸として扱い、補助金の上限額は最大で420万円となります。判断が難しい場合は、事前に補助金事務局にご相談ください。

問 7 長屋住宅は「戸建住宅」として申請することは可能ですか？

- 長屋住宅やテラスハウスは、本事業において集合住宅とみなし、補助対象外です。判断が難しい場合は、事前に補助金事務局にご相談ください。

問 8 築何年以上など築年数に制限はありますか？

- リフォーム工事の工事請負契約日時点において、建築から1年が経過した住宅が対象です。なお、本事業において「建築日」は、原則、建物の登記事項証明書に記載の新築日とします。

問 9 買取再販業者ですが、申請することは可能ですか？

- 申請可能です。ただし、本補助金によって、改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分を住宅購入者に還元していただくことが必要です。
- また、買取再販事業者の方は、別の施工業者にリフォーム工事を発注(工事請負契約)する必要があります。
- 加えて、原則として令和9年度末(2028年3月末)までに当該住宅(改修した住宅)を住宅購入者に販売する必要があります。
- 住宅購入者に販売後は、住宅購入者が当該住宅(改修した住宅)を所有し、居住されたことを確認するために、登記事項証明書と住民票の写しを提出いただく必要があります。

問 10 買取再販業者として補助金を受け取った場合、居住者ではなく別の事業者(法人等)に販売することは認められますか？

- 買取再販業者等の法人として補助金を受け取られた場合、別の事業者(法人)への販売は認められません。
- 常時居住する方に販売したうえで、交付金額相当分を還元し、登記事項証明書と住宅購入者の住民票の写しを提出いただく必要があります。

問 11 子ども部屋や寝室は主たる居室に含まれますか？

- 主たる居室とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室のことであり、居間(リビング)、食堂(ダイニング)及び台所(キッチン)を指します。子ども部屋や寝室は含まれません。

問 12 戸建住宅で、1階が店舗や事務所、2階に住宅がある場合は対象になりますか？

- 戸建住宅において、店舗、事務所等と居住部分が同一の住宅は、住宅部分が階層や壁などで物理的に明確に区分されていれば補助対象となります。ただし、登記事項証明書上の名義が個人の場合に限ります(法人等の名義である場合は補助対象外)。判断が難しい場合には事前に補助金事務局にご相談ください。

問 13 住宅の断熱性能が補助要件を満たしている場合、設備のみの工事でも申請することは可能ですか？

- 本補助金の要件を満たしていることを工事契約書や性能証明書、写真等により証明できる場合には、設備(太陽光発電・蓄電池・省エネ機器)のみの申請を認めています。必要書類の詳細は補助金事務局にお問い合わせください。

問 14 住宅の全ての窓がすでに補助要件の性能値を満たしている場合、工事パターン②を選択し、太陽光発電設備のみの設置は補助対象となりますか？

- 設問のケースでは、本補助金の要件を満たしていることを工事契約書や性能証明書、写真等により証明できる場合には、太陽光発電設備のみの申請を認めています。(設問のケースで、太陽光発電以外の設備のみの申請は認めていません。)

問 15 太陽光発電設備をすでに設置している場合、工事パターン②を選択し、窓・ガラスのみの改修は補助対象となりますか？

- 工事パターン②は、新たに太陽光発電設備を設置する場合に限られます。工事パターン①を選択し、2部位以上の断熱改修工事を実施してください。

問 16 住宅の全ての窓がすでに補助要件の性能値を満たしており玄関ドアのみを改修したい場合、工事パターン②を選択し申請することは可能ですか？

- 玄関ドアは、本事業における改修部位に該当しないため、御質問の状況の場合は工事パターン①の要件を満たす必要があります。
- なお、改修する居室に玄関を含めていただかないと玄関ドアは対象となりません(主たる居室に加えて、玄関空間においても2部位以上の断熱改修が必要です)。

問 17 玄関ドアの基準単価はいくらでしょうか？

- 玄関ドアについては基準単価を設定していません。見積書の補助対象経費の2/3が補助額となります。ただし1戸あたり5万円が上限です。

問 18 窓だけを改修する部屋、床だけを改修する部屋があってもよいでしょうか？

- 改修する居室等においては、選択した改修部位をすべて改修していただく必要があります。つまり、窓と床を選択した場合、原則として、対象となる居室の窓も床も両方改修いただく必要があります。

問 19 窓の断熱改修について、全ての窓を改修する必要があるでしょうか？それとも1部屋分や1箇所だけでもよいでしょうか？

- 改修する居室等においては、すべての窓を改修いただく必要があります。
- ただし、本補助金で求める性能要件を満たしている既設の窓については、改修の必要はありません。その場合、性能要件を満たしていることが分かる書類を提出していただく必要があります。
- また、改修を要件としない窓もありますので、詳しくは断熱改修等補助の申請の手引きP14を御確認ください。

問 20 窓の断熱改修を実施する場合、窓の改修が難しい箇所は施工しなくてもよいですか？

- 原則として、断熱改修等補助の申請の手引きP14において改修を要件としない窓として明記している窓以外は改修が必要です。

問 21 増築を伴う断熱改修工事を考えていますが、申請できますか？

- 増築部分が住宅である場合は申請できます。ただし、既築住宅部分も断熱改修する部分に含めたうえで、改修率の要件を既築住宅部分のみでも満たす工事計画としてください。増築が離れや別棟の建築に関する内容である場合は対象となりません。

問 22 交付決定前に解体工事を行ってもよいですか？

- 解体工事(設備等の撤去含む)が断熱改修工事の契約に含まれる場合(契約が一体の場合)、交付決定前に契約締結又は着工された時点で事業着手となり補助対象外となりますのでご注意ください。

問 23 交付決定前に「建築確認申請」を実施することはできますか？

- 可能です。ただし、契約及び工事着工は交付決定通知日以降に行ってください。

問 24 京都市が実施している「京都安心すまい応援金(京都市子育て世帯既存住宅取得応援金)」や「まちの匠・ぷらす(京町家・木造住宅耐震・防火改修支援事業)」との併用はできますか？

- それぞれの補助金の条件を満たしていれば併用できます。

問 25 「改修する住宅で使用する電力を、再生可能エネルギー100%電力にすること」というのは、太陽光発電設備で発電した電力を100%住宅で使うという意味でしょうか？

- 太陽光発電設備の設置は必須ではありません。住宅の電気契約を小売電気事業者が設けている再生可能エネルギー由来100%の電気メニューに切り替えていただくことが必要です。

問 26 「改修する住宅で使用する電力を、再生可能エネルギー100%電力にすること」というのはオール電化にしなければならないという意味でしょうか？

- オール電化にすることは必須ではありません。住宅の電気契約を小売電気事業者が設けている再生可能エネルギー由来100%の電気メニューに切り替えていただくことが必要です。

(2) 申請手続きについて

問 27 個人が申請するのか、施工業者が申請するのかどちらでしょうか？
施工業者も申請できますか？

- 断熱改修する住宅を所有及び居住している個人の方が申請者となります。ただし、交付申請書(第1号様式)の代理人の欄に必要事項を記載いただくことで、施工業者等に申請作業を委任することが可能です。

問 28 断熱改修の工事中や完了後の申請は可能でしょうか？

- 既に断熱改修工事が始まっている場合や完了している場合は、本補助金を利用できません(事業着手前に交付申請し、交付決定を受けている必要があります)。ただし、申請者が居住・所有する住宅の場合で、令和8年4月9日から令和8年4月30日までの期間に事業着手されたものについてはこの限りではありません(補助要件を満たしている必要があります)。

問 29 断熱改修工事を行う事業者は事前の登録が必要ですか？

- 施工業者の事前登録といった制度はありません。

問 30 断熱改修と設備(太陽光発電、蓄電池、エアコン等)で施工業者が異なってもよいでしょうか？

- 施工業者が複数になることは問題ありません。
- なお、申請を分けて行いたい場合は、先に断熱改修から申請いただき、実績報告や補助金の支払いまでを終えていただく必要があります。

問 31 電力需要計算書(別紙4)について、申請時点では改修する住宅とは別の住宅に住んでいる場合はどうすればよいですか？

- 申請時点で居住されている住宅の電力需要を記載し提出してください。

(3) 補助対象について

問 32 断熱材や窓など補助対象設備の製品に指定はありますか？

- 要件の性能値を満たしていれば、導入する製品に指定はありません。

問 33 断熱改修に用いる製品が要件の性能値を満たすかどうかは、どのように確認をしたらよいですか？

- 性能値については、製品のカタログやメーカー等が発行する性能証明書等から確認できます。また、基準に適合する断熱材等の具体的な製品、施工方法については、以下の断熱建材協議会のウェブサイトを参考にしてください。

http://dankenkyou.com/energy_saving2.html

問 34 勝手口ドアやテラスドアも改修したいのですが補助対象製品はどのように選択したらよいですか？

- 要件である性能値を満たす製品を選択してください。また、「製品名」にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものを使用してください。

問 35 屋根断熱も補助対象になりますか？

- 屋根断熱（屋根裏の断熱）は天井断熱の一種とし、本事業で選択する部位における「天井」とみなします。要件である性能値を満たす製品や施工方法を用いて改修してください。なお、屋根の葺替や屋根塗装、防水工事等の断熱材を用いない工事は補助対象となりません。

問 36 断熱塗料や遮熱塗料は補助対象ですか？

- 断熱材を用いた改修が補助対象であり、塗料は補助対象ではありません。また、屋根の葺替や遮熱シート、サイディング等の外壁材も対象ではありません。

問 37 基準単価に含まれるのは材料費のみでしょうか？工事費も別に計上できますか？

- 基準単価には、材料費だけでなく工事費などの補助対象経費が含まれています。
- 補助対象経費について詳しくは、断熱改修等補助の申請の手引き 10-11 ページをご確認ください。

問 38 基準単価を用いて算出した補助対象経費と見積書による補助対象経費を比較する場合、見積書の中の補助対象となる費目と補助対象外となる費目はどのようなものですか？

- 補助対象経費は、補助事業の実施に必要な建築材料(高性能建材)の購入経費及び必要な工事に要する経費です。詳しくは、断熱改修等補助の申請の手引き 10-11 ページをご確認ください。補助対象外経費の一例は以下のとおりです。判断に迷われる場合は、補助金事務局にお問い合わせください。
 - ・ 補助金の交付決定が行われる前に発生した経費
 - ・ 本補助金の申請手続きに係る費用(申請手続きの委託費や手数料)
 - ・ 設備を設置するために行う建物の建築や基礎工事
 - ・ 設備設置等にあたり必要な建築物の躯体に関する工事費
 - ・ サイディング等の外壁材改修、外壁塗装、屋根葺替、屋根塗装、遮熱シート、防水工事、クロス、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材等に係る費用
 - ・ 単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業における費用※
 - ・ 清掃費
 - ・ 鉄くず等の有価物の処分利益、家電リサイクル法のリサイクル料金
 - ・ アスベストの調査費用
 - ・ 屋根材と一体となった断熱材
 - ・ 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
 - ・ 導入した設備の保守管理や維持管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
 - ・ 企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））
 - ・ 電力会社や所轄行政機関等への申請・届出・登録に係る費用
 - ・ 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用
 - ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入に係る費用
 - ・ ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備
- ※ 設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り交付対象となり、新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用のみが対象となります。

03. 用語集

本事業における用語については下記のとおりです。

用語	説明
再エネ100%電力	再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力のこと。
脱炭素京都	京都市の脱炭素先行地域ポータルサイト。 https://zerocarbonkyoto.city.kyoto.lg.jp/
脱炭素先行地域	2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現するとともに、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示し、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域。
取得財産等	補助金を活用して取得又は効用の増加した財産。（設備・断熱材等）
処分	補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む。）こと等。
ZEH（ゼッチ）	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、年間の一次エネルギー消費量をゼロ以下にすることを目指した住宅。
ZEH+（ゼッチプラス）	省エネ性能が高い住宅の基準で、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の基準を満たした上でさらに高い省エネ性能を備えた住宅。
ZEH-M（ゼッチマンション）	マンションや集合住宅全体のエネルギー消費を削減し、太陽光発電などの再生可能エネルギーで消費分を賄うことで、年間一次エネルギー消費量を実質ゼロにする建築物を指す。
FIT	Feed-in Tariff の略。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のこと。FIT制度は、再生可能エネルギー発電事業者が発電した電力を、電力会社が一定期間にわたって固定価格で買い取る制度である。
非FIT	再生可能エネルギーの発電のうち、FIT制度（固定価格買取制度）の適用を受けていない発電設備。非FIT太陽光発電やNon-FITとも呼ばれ、市場価格での買取や自家消費などの形態で利用される。
FIP	Feed in Premium 制度の略。再生可能エネルギー発電事業者が電力市場で発電した電気を売電した際に、市場価格に加えてプレミアム（補助金）が上乘せされる制度です。この制度は、再エネ発電事業者の収益を安定させ、再エネ導入を促進することを目的としている。
PPA	Power Purchase Agreement の略。電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれている。保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を施設で使うことで、電気料金とCO2排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。
JEM規格	日本電機工業会(通称：JEMA)が作成した規格。

	日本電機工業会は、発電用、送変配電用、公共施設用、産業設備用などに係る大型の機械設備、また家庭用の電化製品全般など（詳細は別掲を参照のこと）を基準として 取扱製品基準表 に定めている。
JIS	日本産業規格（JIS=Japanese Industrial Standards の略）。日本の産業製品やサービスに関する品質や安全性を統一するための国家規格。
JAS	Japanese Agricultural Standards の略。食品・農林水産分野において農林水産大臣が定める国家規格であり、国内市場に出回る食品や農林水産品の品質や仕様を一定の範囲と水準に揃えるための基準の他、製品の生産や流通プロセスなど様々な規格を制定している。
HEMS	Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）」の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。
CLT	Cross Laminated Timber（JAS では直交集成板）の略称。ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料です。厚みのある大きな板であり、建築の構造材の他、土木用材、家具などにも使用されている。
SII	一般社団法人環境共創イニシアチブの略称。 https://sii.or.jp/
LPG	Liquefied Petroleum Gas の略称。液化石油ガス。 LP ガスは、炭素と水素の化合物で、炭素数 3 のプロパン（C3H8）と炭素数 4 のブタン（C4H10）と 2 種類があるが、一般家庭用で使われているのはプロパンでプロパンガスとも呼ばれている。
BELS	Building-Housing Energy-efficiency Labeling System の略称。建築物省エネ法第 7 条に基づき建築物の省エネ性能を表示する第三者認証制度の 1 つで、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運営している。
R 値	熱抵抗値。熱の伝わりにくさを表し、断熱材の性能と厚さによって決まります。R 値の数値が大きいほど、断熱性能が高い。 R 値（ $m^2 \cdot k/w$ ）＝材料の厚さ（m）÷材料の熱伝導率（ $w/m \cdot k$ ）
U 値	熱貫流率。外皮を介して住宅全体の熱がどれくらい逃げやすいかを示す数値。U 値の数値が小さいほど、断熱性能が高い。 U 値（ $w/m^2 \cdot k$ ）＝建物の熱損失量の合計（ w/k ）÷外皮面積（ m^2 ）
DC/DC コンバータ	直流を直流へ変換する装置の名称
APF	Annual Performance Factor の略で、通年エネルギー消費効率。 JIS C9612 に基づき、ある一定の条件(JIS C9612 に明記)の元にエアコンを運転した時の消費電力 1 キロワット当たりの冷房・暖房の能力を表したもの。JIS C9612 に基づき、小数点以下 1 桁まで表示している。この値が大きいほど省エネ性能が高い。 APF=1 年間の冷暖房能力総和（kWh）÷期間消費電力量（kWh）
ペロブスカイト型太陽光発電設備	ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を発電層に用いた太陽電池のこと。 薄くて、軽く、柔軟であるなど、シリコン系太陽電池にはない特性から、これまでの技術では設置が難しかった場所にも導入できるものとして期待が高まっているが、現在は実証実験段階の製品。
自家消費割合	太陽光発電で生成された電力のうち、発電者自身で消費される割合。自家消費率が高いほど電力会社からの電気料金が削減し、経費削減に貢献している。